



埼玉県報

第 2924 号
平成 29 年(2017 年)
8 月 8 日
火曜日

目次

告示

- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく基本測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 上尾都市計画に関する公聴会の中止（都市計画課）
- 草加都市計画に関する公聴会の中止（都市計画課）
- 建築士免許の取消し（建築安全課）
- 県道長瀬玉淀自然公園線の供用の開始（秩父県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 平成 29 年度第 2 回技能検定員等資格審査実施に伴う公示（運転免許課）

告 示

埼玉県告示第八百八十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年八月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

せんげん台パークタウンショッピングデパート

埼玉県越谷市千間台西三丁目二番十二号外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）イオンリテール株式会社 代表取締役 村井正平

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一 外 計十四者

（変更後）イオンリテール株式会社 代表取締役 岡崎双一

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一 外 計十四者

ハ 変更年月日

平成二十八年十月三十一日外

ニ 届出年月日

平成二十九年七月二十一日

二 縦覧期間

平成二十九年八月八日から平成二十九年十二月八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十九年八月八日から平成二十九年十二月八日まで

ロ 意見書提出先

告示

埼玉県告示第八百八十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年八月八日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

せんげん台パークタウンショッピングデパート

埼玉県越谷市千間台西三丁目二番十二号外

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 二九八台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 二九八台

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）第一駐車場 午前六時三十分から午後十一時三十分（一部午前六時三十分から午後十時）

第二駐車場 午前六時三十分から午後十時

屋上駐車場 午前十時から午後八時

（変更後）第一駐車場 午前六時三十分から午後十一時三十分（一部午前六時三十分から午後十時）

屋上駐車場 午前十時から午後八時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）出入口の数 三か所 位置 図面省略

（変更後）出入口の数 二か所 位置 図面省略

ハ 変更年月日

平成三十年四月二十二日

ニ 届出年月日

平成二十九年七月二十一日

二 縦覧期間

平成二十九年八月八日から平成二十九年十二月八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十九年八月八日から平成二十九年十二月八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第八百九十号

測量計画機関であるふじみ野市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年八月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

ふじみ野市

二 作業種類

公共測量（空中写真測量）

三 作業地域

ふじみ野市全域

四 作業期間

平成二十九年六月二十一日から平成三十年一月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第八百九十一号

測量計画機関である横瀬町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年八月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

横瀬町

二 作業種類

公共測量（空中写真測量）

三 作業地域

横瀬町全域

四 作業期間

平成二十九年九月一日から平成三十年三月二十六日まで

告 示

埼玉県告示第八百九十二号

平成二十九年埼玉県告示第七百二十三号で公示した公共測量は、平成二十九年七月十八日終了した旨測量計画機関である東松山市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年八月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第八百九十三号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年八月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 作業種別

基本測量（地盤沈下関連水準測量・河川事業に伴う水準測量・成果不整合地域における基準点改測・電子基準点現地調査）

二 作業期間

平成二十九年八月七日から平成三十年二月二十八日まで

三 作業地域

さいたま市、蕨市、戸田市（地盤沈下関連水準測量）
加須市、久喜市、幸手市（河川事業に伴う水準測量）
秩父郡小鹿野町（成果不整合地域における基準点改測）
越谷市、さいたま市、川越市、入間市（電子基準点現地調査）

告 示

埼玉県告示第八百九十四号

測量計画機関である幸手市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年八月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

幸手市

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

三 作業地域

幸手市全域

四 作業期間

平成二十九年十二月一日から平成三十年三月十四日まで

告 示

埼玉県告示第八百九十五号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局大宮国道事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年八月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局大宮国道事務所

二 作業種類

公共測量（三級水準測量、MMS計測及び座標補正）

三 作業地域

国道十七号バイパス（新大宮上尾道路）

さいたま市中央区円阿弥地先～上尾市地頭方地先

四 作業期間

平成二十九年七月三十一日から平成二十九年十二月二十二日まで

告 示

埼玉県告示第八百九十六号

測量計画機関である吉川市吉川中央土地区画整理組合から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年八月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

吉川市吉川中央土地区画整理組合

二 作業種類

四級基準点測量 街区・画地出来形確認測量

三 作業地域

吉川市吉川中央土地区画整理事業地内

四 作業期間

平成二十九年七月七日から平成三十年三月十五日まで

告 示

埼玉県告示第八百九十七号

平成二十九年七月十八日付け埼玉県告示第八百二十六号で告示した上尾都市計画区域区分に関する公聴会については、公述申出書の提出がなかったため、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

平成二十九年八月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第八百九十八号

平成二十九年七月十八日付け埼玉県告示第八百二十七号で告示した草加都市計画区域区分に関する公聴会については、公述申出書の提出がなかったため、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

平成二十九年八月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第八百九十九号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第九条第一項の規定より、次のとおり建築士の免許を取り消したので、公告する。

平成二十九年八月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 免許の取消しをした年月日

平成二十九年八月二日

二 免許の取消しを受けた建築士の氏名

山根 拓大

三 前号に掲げる者の二級建築士又は木造建築士の別

二級建築士

四 第二号に掲げる者の登録番号

第三〇六七六号

五 免許取消しの理由

建築士法第九条第一項第二号による

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年八月八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年八月八日

埼玉県秩父県土整備事務所長 森 田 好 一

路線名	長瀬玉淀自然公園線
供用開始の区間	秩父郡皆野町大字三沢字四万部山二七六四番一地从先から同郡同町大字三沢字四万部山二七六一番六地先まで
供用開始の期日	平成二十九年八月八日
備考	平成二十八年四月二十六日付け埼玉県秩父県土整備事務所長告示第四号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長四二・三三メートル

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第五十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十九年八月八日

埼玉県川越建築安全センター所長 高橋 浩行

一 許可番号

平成二十九年三月二十四日

指令川建セ第二八〇〇五四〇号

二 検査済証番号

平成二十九年八月三日

川建セ第二九〇〇二〇号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字大豆戸字イゴ田百四十二番九

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県坂戸市仲町三番三十九号

関口 八重子

告 示

埼玉県公安委員会告示130号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第4項第1号イの技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「技能検定員審査」という。）並びに同法第99条の3第4項第1号イの自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「教習指導員審査」という。）を次のとおり実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条及び第10条第2項の規定により公示する。

平成29年8月8日

埼玉県公安委員会委員長 木 村 健 司

1 審査の種類

(1) 技能検定員審査

- ア 大型自動車免許に係る技能検定員審査
- イ 中型自動車免許に係る技能検定員審査
- ウ 準中型自動車免許に係る技能検定員審査
- エ 普通自動車免許に係る技能検定員審査
- オ 大型特殊自動車免許に係る技能検定員審査
- カ 大型自動二輪車免許に係る技能検定員審査
- キ 普通自動二輪車免許に係る技能検定員審査
- ク 牽引^{けん}免許に係る技能検定員審査
- ケ 大型自動車第二種免許に係る技能検定員審査
- コ 中型自動車第二種免許に係る技能検定員審査
- サ 普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査

(2) 教習指導員審査

- ア 大型自動車免許に係る教習指導員審査
- イ 中型自動車免許に係る教習指導員審査
- ウ 準中型自動車免許に係る教習指導員審査
- エ 普通自動車免許に係る教習指導員審査
- オ 大型特殊自動車免許に係る教習指導員審査

- カ 大型自動二輪車免許に係る教習指導員審査
- キ 普通自動二輪車免許に係る教習指導員審査
- ク 牽引^{けん}免許に係る教習指導員審査
- ケ 大型自動車第二種免許に係る教習指導員審査
- コ 中型自動車第二種免許に係る教習指導員審査
- サ 普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査

2 審査期日等

(1) 期日

ア 論文審査

平成29年9月12日（火）

イ 技能審査

平成29年9月16日（土）及び10月3日（火）から10月6日（金）までのうち指定する日

ウ 面接審査

平成29年10月10日（火）から10月13日（金）までのうち指定する日

(2) 場所

埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4 埼玉県警察運転免許センター

3 申請手続

(1) 申請期間

平成29年8月8日（火）から8月25日（金）までの間（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

(2) 申請要領

技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書（規則別記様式第1号）を提出するとともに、受けようとする審査に用いられる自動車を運転することができる免許に係る運転免許証を提示すること。

(3) 申請先

埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4 埼玉県警察本部交通部運転免許本部運転免許課

4 審査手数料

審査手数料については、埼玉県証紙により納付すること。

5 照会先

埼玉県警察本部交通部運転免許本部運転免許課教習所係（電話 048-543-2001 内線241）